

|        |          |
|--------|----------|
| 地域指定年度 | 昭和 46 年度 |
| 計画策定年度 | 昭和 48 年度 |
| 計画変更年度 | 昭和 63 年度 |
|        | 平成 7 年度  |
|        | 平成 12 年度 |
|        | 平成 19 年度 |
|        | 平成 25 年度 |
|        | 平成 31 年度 |
|        | 令和 7 年度  |

鈴鹿市農業振興地域整備計画書

令和 7 年 5 月

三重県鈴鹿市



# 目 次

|                                                           |           |
|-----------------------------------------------------------|-----------|
| <b>第1 農用地利用計画</b> .....                                   | <b>1</b>  |
| 1 土地利用区分の方向 .....                                         | 1         |
| （1）土地利用の方向 .....                                          | 1         |
| ア 土地利用の構想 .....                                           | 1         |
| イ 農用地区域の設定方針 .....                                        | 2         |
| （2）農業上の土地利用の方向 .....                                      | 4         |
| ア 農用地等利用の方針 .....                                         | 4         |
| イ 用途区分の構想 .....                                           | 6         |
| ウ 特別な用途区分の構想 .....                                        | 6         |
| 2 農用地利用計画 .....                                           | 6         |
| <br><b>第2 農業生産基盤の整備開発計画</b> .....                         | <b>7</b>  |
| 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向 .....                                  | 7         |
| 2 農業生産基盤整備開発計画 .....                                      | 8         |
| 3 森林の整備その他林業の振興との関連 .....                                 | 8         |
| 4 他事業との関連 .....                                           | 8         |
| <br><b>第3 農用地等の保全計画</b> .....                             | <b>9</b>  |
| 1 農用地等の保全の方向 .....                                        | 9         |
| 2 農用地等保全整備計画 .....                                        | 9         |
| 3 農用地等の保全のための活動 .....                                     | 12        |
| 4 森林の整備その他林業の振興との関連 .....                                 | 12        |
| <br><b>第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画</b> ..... | <b>13</b> |
| 1 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 .....               | 13        |
| （1）効率的安定的な農業経営の目標 .....                                   | 13        |
| （2）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 .....                     | 15        |
| 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 .....           | 15        |
| 3 森林の整備その他林業の振興との関連 .....                                 | 16        |
| <br><b>第5 農業近代化施設の整備計画</b> .....                          | <b>17</b> |
| 1 農業近代化施設の整備の方向 .....                                     | 17        |
| 2 農業近代化施設整備計画 .....                                       | 19        |
| 3 森林の整備その他林業の振興との関連 .....                                 | 19        |

|            |                               |           |
|------------|-------------------------------|-----------|
| <b>第 6</b> | <b>農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画</b>  | <b>20</b> |
| 1          | 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向        | 20        |
| 2          | 農業就業者育成・確保施設整備計画              | 20        |
| 3          | 農業を担うべき者のための支援の活動             | 20        |
| 4          | 森林の整備その他林業の振興との関連             | 21        |
| <b>第 7</b> | <b>農業従事者の安定的な就業の促進計画</b>      | <b>22</b> |
| 1          | 農業従事者の安定的な就業の促進の目標            | 22        |
| 2          | 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策       | 22        |
| 3          | 農業従事者就業促進施設                   | 24        |
| 4          | 森林の整備その他林業の振興との関連             | 24        |
| <b>第 8</b> | <b>生活環境施設の整備計画</b>            | <b>25</b> |
| 1          | 生活環境施設の整備の目標                  | 25        |
| 2          | 生活環境施設整備計画                    | 27        |
| 3          | 森林の整備その他林業の振興との関連             | 27        |
| 4          | その他の施設の整備に係る事業との関連            | 27        |
| <b>第 9</b> | <b>付 図（別添）</b>                | <b>28</b> |
| 1          | 土地利用計画図（付図 1 号）               |           |
| 2          | 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）         |           |
| 3          | 農用地等保全整備計画図（付図 3 号）           |           |
| 4          | 農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）該当なし      |           |
| 5          | 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図 5 号）該当なし |           |
| 6          | 生活環境施設整備計画図（付図 6 号）該当なし       |           |
| 7          | 土地利用計画詳細図（付図 7 号）             |           |
| <b>別記</b>  | <b>農用地利用計画</b>                | <b>29</b> |
| (1)        | 農用地区域                         | 29        |
| ア          | 現況農用地等に係る農用地区域                | 29        |
| イ          | 現況森林、原野等に係る農用地区域              | 29        |
| (2)        | 用途区分                          | 29        |

# 第 1 農用地利用計画

## 1 土地利用区分の方向

### (1) 土地利用の方向

#### ア 土地利用の構想

鈴鹿市（以下「本市」という）は、三重県の北中部にあって、西に鈴鹿山脈、東に伊勢湾を臨み、広大な伊勢平野の中心部に位置している。また、面積 194.46km<sup>2</sup>の広がりをもつ市域は、北を四日市市、南を津市、西を亀山市及び滋賀県甲賀市と接している。

本市の中央部には鈴鹿川が流れており、東南部は灰色砂壤土の海拔 10m程度の平坦な沖積層地帯、西北部は黒ぼく、または鉾質赤色土の洪積層地帯となっており、気候は総体的に温暖である。

本市は、市庁舎のある神戸地区、自動車産業を抱える平田地区、近鉄白子駅を中心とする住宅地の白子地区を核として、商工業の立地と人口増に伴った住宅地の拡大が進行し、人口約 20 万人の中核都市へと成長している。また、農業面では、水稻・茶・植木・花き・野菜・果樹・畜産など多様な品目を有する県下トップクラスの総合産地を形成している。農業的土地利用は、鈴鹿川をはさんで右岸と左岸の 2 地域に大別され、鈴鹿川右岸の東・南部の水田地帯では、主に、稲作を中心とし、鈴鹿川左岸の丘陵地に広がる西部畑作地帯は、茶、植木、野菜、また養鶏をはじめとする畜産等の産地となっている。

このような地域特性のもと、第 2 次、第 3 次産業の進展に伴う就労の場の拡大が進む一方、農業面では、後継者不足などによる農業就業人口の減少、高齢化が進んでいる。また、農地面積の減少が続き、農業生産が行われていない遊休農地や荒廃農地も年々増加している。加えて市街地隣接の農村地帯では、農業外への土地需要の増加、混住化に伴う環境問題等、諸問題が発生してきている。さらに、平成 30 年度末に予定される（仮称）鈴鹿 P A スマート I C の開通を契機として、スマート I C 周辺への企業進出など、新たな土地需要の増加も想定されている。

これらに対応するため、農業外用途の土地利用との計画的な調整を行いつつ、住民生活と調和した健全な農業の確立を図る観点から、土地基盤の整備や荒廃農地の解消等を進め、優良農用地の確保・有効利用を図るとともに、地域の中心となる担い手や集落営農組織の育成を進める。

そして、これらの担い手を中心として、安全・安心で新鮮な農産物を安定的に供給し、環境にやさしく消費者との交流にも積極的に取り組む「たくましく・やさしい鈴鹿農業づくり」を基本目標に、計画的な土地利用を推進する。

単位：ha、%

| 区分<br>年次     | 農用地     |      | 農業用施設<br>用地 |     | 森林・原野   |     | その他     |      | 計        |     |
|--------------|---------|------|-------------|-----|---------|-----|---------|------|----------|-----|
|              | 実数      | 比率   | 実数          | 比率  | 実数      | 比率  | 実数      | 比率   | 実数       | 比率  |
| 現在<br>(令和3年) | 5,243.2 | 45.8 | 54.8        | 0.5 | 1,052.5 | 9.3 | 5,071.3 | 44.4 | 11,421.8 | 100 |
| 目標           | 5,223.7 | 45.7 | 57.1        | 0.5 | 1,059.6 | 9.3 | 5,081.4 | 44.5 | 11,421.8 | 100 |
| 増減           | △19.5   |      | 2.3         |     | 7.1     |     | 10.1    |      | 0        |     |

(注) 1 資料：確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況 (R3)

2 ( ) 内は構成比である。

3 目標は、過去の農地転用率に基づいて予測した。

## イ 農用地区域の設定方針

### (ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 5243.2ha のうち、おおむね次に掲げる農用地以外の農用地約 4,845.1ha について農用地区域を設定する方針である。

A 集落区域内の介在する農用地 ..... 約 106.8ha

B 自然的な条件からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地 ..... 約 55.1ha

南部 ..... 32.2ha

中東部 ..... 7.9ha

西南部 ..... 5.4ha

西北部 ..... 9.6ha

### C その他

(a) 中心集落の整備に伴って拡張の対象となる集落周辺農用地 ..... 約 155.9ha

南部 ..... 73.5ha

中東部 ..... 55.7ha

西南部 ..... 24.8ha

西北部 ..... 1.9ha

(b) 道路沿線、市街地として開発が進みつつある農用地 ..... 約 83.9ha

国道沿線 ..... 12.6ha

主要地方道、県道沿線 ..... 71.3ha

### (イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針

とした農用地に介在または隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの約 51.0ha を農用地区域として設定する方針である。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

現況森林、原野のうち周辺の土地利用状況から今後、土地改良事業計画により農地として利用することが計画されている区域等については、経営規模の拡大、農作業の効率化を図るために農用地区域を設定する方針である。

## （２）農業上の土地利用の方向

### ア 農用地等利用の方針

本市の農業生産地帯は、鈴鹿川を境にして、右岸の沖積土水田地帯、左岸の洪積土畑作地帯及び中ノ川流域の沖積土水田地帯に大別される。

鈴鹿川右岸及び中ノ川流域の沖積土水田地帯は、ほとんどが区画整形された農地が広がり、県下有数の米穀生産地帯を形成している。今後は、これまでに整備された施設の適切な維持・更新を進めるとともに、土地利用型農業を活性化するため、主食用米の計画的な生産と需要に応じた飼料用米、麦、大豆等の生産を着実に推進し、その価格安定と収益性の確保に努める。また、経営所得安定対策、農業経営基盤の強化の促進に関する諸対策との一体的推進を図り、認定農業者等担い手の確保・育成、農地の利用集積・集約化、高収益作物の導入を進めるなど、効率的な土地利用体系の確立を図る。そして、地域における集落営農や集落に支えられた担い手を中心とした営農システムの構築を進め、併せて適地適作の推進、基本技術の励行により品質の向上、作付けの団地化、拡大によりロットの大型化を図るなど、生産・品質管理システムの整備を図りながら産地体制を確立する。

鈴鹿川左岸の洪積土地帯においては、茶、植木を主とする大規模な生産地を形成しているが、畑地においては基盤整備が必要な地域も残されている。また、西北部を中心に遊休農地・荒廃農地の増加も見られる。一方、新名神高速道路三重県区間の開通など交通利便性の向上を活かし、農業・農村活性化に向けた新たな土地利用も期待されている。

そのため今後、茶、植木を主体とする土づくり等、生産振興対策を強力に推進するとともに、荒廃農地の解消や生産基盤整備を進める。また、（仮称）鈴鹿PAスマートIC周辺では、農業の6次産業化や都市との交流を促進する市民農園、農業テーマパーク等の土地利用を推進していく。



単位：ha

| 区分<br>地区名 | 農地     |        |    |       |       |    |       |       |    | 農 業 用<br>施設用地 |      |    | 計      |        |    | 森林<br>原野<br>等 |
|-----------|--------|--------|----|-------|-------|----|-------|-------|----|---------------|------|----|--------|--------|----|---------------|
|           | 田      |        |    | 畑     |       |    | 樹園地   |       |    |               |      |    |        |        |    |               |
|           | 現況     | 将来     | 増減 | 現況    | 将来    | 増減 | 現況    | 将来    | 増減 | 現況            | 将来   | 増減 | 現況     | 将来     | 増減 |               |
| 南 部       | 786.6  | 786.6  | 0  | 1.1   | 1.1   | 0  | 1.1   | 1.1   | 0  | 3.9           | 3.9  | 0  | 792.8  | 792.8  | 0  | 0             |
| 中東部       | 1489.2 | 1489.2 | 0  | 40.4  | 40.4  | 0  | 4.4   | 4.4   | 0  | 13.4          | 13.4 | 0  | 1547.4 | 1547.4 | 0  | 0             |
| 西南部       | 336.9  | 336.9  | 0  | 20.6  | 20.6  | 0  | 0.4   | 0.4   | 0  | 1.8           | 1.8  | 0  | 359.7  | 359.7  | 0  | 0             |
| 西北部       | 967.4  | 967.4  | 0  | 706.0 | 706.0 | 0  | 452.4 | 452.4 | 0  | 43.8          | 43.8 | 0  | 2169.6 | 2169.6 | 0  | 0             |
| 計         | 3580.1 | 3580.1 | 0  | 768.1 | 768.1 | 0  | 458.3 | 458.3 | 0  | 62.9          | 62.9 | 0  | 4869.4 | 4869.4 | 0  | 0             |

「現況」は今回見直し時、「将来」は令和10年を示す。  
 注) 1 単位未満四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。

## イ 用途区分の構想

### (ア) 南部地区

中ノ川および堀切川水系に属する農用地 786.6ha については、田として近代化の要件を備え、または備えうる条件にあるので、将来とも田として利用を図る。  
また、3.9ha を農業用施設用地として利用する。

### (イ) 中東部地区

鈴鹿川水系の現況田 1,489.2ha は、緩傾斜で団地性に優れ、今後の機械化に対応する条件を備えていることから、田としての利用を進める。また 13.4ha を農業用施設用地として利用する。地区内の現況畑 40.4ha も団地性があり、将来とも畑として利用する。

### (ウ) 西南部地区

地区内の現況田 336.9ha は、今後の機械化に対応する条件を備えていることから、田としての利用を進める。現況畑 20.6ha についても大型農業機械の入る素地があるので、将来とも確保する。また、農業用施設用地として 1.8ha 利用する。

### (エ) 西北部地区

地区内の樹園地 452.4ha は団地性をなしているので、将来とも茶園として利用する。また、現況田 967.4ha、畑 706.0ha についても、近代化の要件を備え、または備えうる条件にあるので、将来とも農地として利用を図るとともに、43.8ha を農業用施設用地として利用する。

(注) 南部とは、 白子、稲生、栄、天名、合川

中東部とは、牧田、飯野、河曲、一ノ宮、箕田、玉垣、若松、神戸

西南部とは、国府、庄野、井田川

西北部とは、加佐登、石薬師、久間田、椿、深伊沢、鈴峰、庄内

とする。

## ウ 特別な用途区分の構想

該当なし。

## 2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業経営の基盤強化のためには、農道・用排水路の整備やほ場の区画整理など、土地基盤の整備が必要である。本市はこれまで、水田地帯を中心にほ場整備やかんがい排水等の基盤整備を実施してきたが、施設の老朽化や、畑地を中心として基盤整備が必要な地域も残されている。

今後は、地域の実情に応じて、ほ場の大区画化やかんがい排水、農道、用排水路等の整備を行い、営農条件を向上し、近代装備をより効果的なものとするにより、効率的・安定的な農業経営体の育成を図り、近代化農業の礎として整備した農用地の保全・有効利用を推進する。

なお、基盤整備の推進にあたっては、地域の生態系など環境との調和に配慮した整備を推進する。

#### (ア) 南部地区

中ノ川沿岸の水田については、県営、団体営によるほ場整備事業が完了している。今後は、ほ場の大区画化等を推進するとともに、徳田地区及び栄地区の農地整備事業の実施により区画整理や用排水路整備など総合的な整備を進め、営農条件の向上を図る。また、効率的・安定的な農業経営体や集落営農の育成を推進し、優良農地の確保と有効利用を図る。

また、農業用水の汚濁防止、水質保全、土地改良施設の機能維持等を図るため、農業集落排水施設等の整備を推進する。

#### (イ) 中東部地区

鈴鹿川水系の大規模水田地帯については、県営、団体営によるほ場整備事業が完了している。今後は、高度水利機能確保基盤整備事業等により用水施設整備・農道整備事業を継続し、さらに農業基盤の整備を推進するとともに、効率的・安定的な農業経営体や集落営農の育成を行い、優良農地の確保と有効利用を図る。

#### (ウ) 西南部地区

芥川沿岸及び鈴鹿川沿岸の水田については、県営、団体営によるほ場整備事業が完了している。今後は、効率的・安定的な農業経営体や集落営農の育成を行い、優良農地の確保と有効利用を図る。

#### (エ) 西北部地区

この地区の特色である畑地、樹園地の管理機能を高めるために農道整備事業を推進する。また、高度水利機能確保基盤整備事業等を活用し、畑作地域の基盤整備を図る。

## 2 農業生産基盤整備開発計画

| 事業の種類 | 事業の概要                                                           | 受益の範囲     |          | 対図番号 | 備考                     |
|-------|-----------------------------------------------------------------|-----------|----------|------|------------------------|
|       |                                                                 | 受益地区      | 受益面積(ha) |      |                        |
| 総合整備  | 用水路 L=32,325m<br>農道 L=1,560m                                    | 鈴鹿川沿岸 6 期 | 222      | 2    | 高度水利機能確保基盤整備事業(H24～R4) |
| 総合整備  | 用水路 L=13,429m<br>農道 L=1,877m                                    | 鈴鹿川沿岸 7 期 | 89       | 3    | 高度水利機能確保基盤整備事業(R4～R9)  |
| 総合整備  | 用水路 L=20,515m<br>農道 L=5,514m                                    | 鈴鹿川沿岸 8 期 | 167      | 4    | 高度水利機能確保基盤整備事業(H27～R4) |
| 区画整理  | 区画整理 89.2ha<br>用水路 L=13,580m<br>排水路 L=11,594m<br>農道整備 L=15,079m | 徳田        | 89.2     | 6    | 高度水利機能確保基盤整備事業(H31～R7) |
| 総合整備  | 区画整理 60.9ha<br>用水路 L=8,480m<br>排水路 L=8,000m<br>農道整備 L=7,400m    | 栄         | 60.9     | 7    | 高度水利機能確保基盤整備事業(R4～R11) |

付図 2 号 農業生産基盤整備開発計画図 (別添)

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

市内の森林面積は、市域の約 20%を占めるものの、大部分が経営規模の零細な私有林となっている。そのため、施業も粗放になり、次第に林業としての形態を失いつつある。

しかしながら、森林が土地保全、山地の災害防止や水源涵養等、生活環境の保全形成に公衆の機能の重要な役割を果たすことから、今後としても鈴鹿山脈の山麓を中心とした地域において、治山対策や林道整備の事業を積極的に実施し、農地及び周辺集落の防災に努める。

なお、丘陵地の森林については、開発可能な緩傾斜地も存在するため、自然環境の保全、周辺農用地の確保等に配慮しながら、効果的な土地利用も検討していく。加えて、近年注目されている森林のもつ保健、休養の場としての機能の充実強化も図る。

## 4 他事業との関連

特になし。

## 第3 農用地等の保全計画

### 1 農用地等の保全の方向

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料の安定供給はもとより、国土の保全や生物の生息空間など農地の持つ多面的な機能を十分に発揮するため、その保全に努めていかなければならない。

しかし本市では、農業従事者の高齢化・後継者不足等により、農地の維持・管理が難しく、荒廃農地の増加や資産保有型の経営が目立ってきている。また、新名神高速道路三重県区間の開通を契機として、非農業的土地需要の増加も想定されている。

今後は、担い手、地域農業集団、集落営農組織への利用集積・集約化による生産性の向上を図り、また、麦・大豆や飼料用米、地力増進作物及び高収益作物などの導入、荒廃農地の発生抑制・再生、新規参入の促進を積極的に推進し、農地を良好な状態で維持・保全していく。

また、農業振興地域制度、農地転用許可制度の適切な運用を通じて、無秩序な農地の改廃を防止し、優良農地の確保、保全を図っていく。

さらに、本市の農地・農業を守り、育て、将来に残すためには、担い手の努力だけでなく、小規模兼業農家や消費者の協力も必要である。そのため、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動を支援し、農地・農業の有する多面的機能の維持・発揮を図る。また、地産地消の一環として、茶・植木まつりなどのイベント開催への支援を通じて農業に対する市民の理解増進に努めるとともに、ふれあい農園（市民農園）の開設により、都市住民との交流資源として農地の多面的利用を図り、農地の保全・有効利用を促進する。

### 2 農用地等保全整備計画

| 事業の種類 | 事業の概要         | 受益の範囲 |        | 対図番号 | 備考         |
|-------|---------------|-------|--------|------|------------|
|       |               | 地区    | 面積(ha) |      |            |
| 農地保全  | 深溝水土里を守る会     | 深溝    | 153.59 | 1    | 多面的機能支払交付金 |
| 農地保全  | 稲生農地・水・環境を守る会 | 稲生    | 92.21  | 2    | 多面的機能支払交付金 |
| 農地保全  | 玉垣農地・水・環境を守る会 | 玉垣    | 271.27 | 3    | 多面的機能支払交付金 |
| 農地保全  | 甲斐町水郷会        | 甲斐町   | 60.75  | 4    | 多面的機能支払交付金 |

| 事業の種類 | 事業の概要              | 受益の範囲     |            | 対図<br>番号 | 備考         |
|-------|--------------------|-----------|------------|----------|------------|
|       |                    | 地区        | 面積<br>(ha) |          |            |
| 農地保全  | 河田水・土・里会           | 河田町       | 33.08      | 5        | 多面的機能支払交付金 |
| 農地保全  | 安塚農地・水・環境を<br>守る会  | 安塚町       | 32.08      | 6        | 多面的機能支払交付金 |
| 農地保全  | 地子町水土里会            | 地子町       | 30.24      | 7        | 多面的機能支払交付金 |
| 農地保全  | 徳田水土里の会            | 徳田町       | 99.04      | 8        | 多面的機能支払交付金 |
| 農地保全  | 木鎌農水会              | 五祝町<br>木鎌 | 29.24      | 9        | 多面的機能支払交付金 |
| 農地保全  | 算栄会                | 算所町       | 23.63      | 10       | 多面的機能支払交付金 |
| 農地保全  | 御菌水土里の会            | 御菌町       | 102.43     | 11       | 多面的機能支払交付金 |
| 農地保全  | 西富田町水郷会            | 西富田町      | 36.57      | 12       | 多面的機能支払交付金 |
| 農地保全  | 平野地域水土里の会          | 平野町       | 54.28      | 13       | 多面的機能支払交付金 |
| 農地保全  | 生水エリア友の会           | 白子町<br>生水 | 12.02      | 14       | 多面的機能支払交付金 |
| 農地保全  | 白子町和田地区環境保<br>全会   | 白子町<br>和田 | 45.74      | 15       | 多面的機能支払交付金 |
| 農地保全  | 寺家農地区地域資源保<br>全会   | 寺家町       | 51         | 16       | 多面的機能支払交付金 |
| 農地保全  | 野辺水土里会             | 野辺町       | 43.89      | 17       | 多面的機能支払交付金 |
| 農地保全  | 木田町農家組合水土里<br>を守る会 | 木田町       | 26.34      | 18       | 多面的機能支払交付金 |

| 事業の種類 | 事業の概要      | 受益の範囲                 |            | 対図<br>番号 | 備考               |
|-------|------------|-----------------------|------------|----------|------------------|
|       |            | 地区                    | 面積<br>(ha) |          |                  |
| 農地保全  | 中箕田町水土里会   | 中箕田町                  | 34.12      | 19       | 多面的機能支払交付金       |
| 農地保全  | 美畑会        | 西庄内町                  | 17.18      | 20       | 多面的機能支払交付金       |
| 農地保全  | 住吉奈良環境を守る会 | 住吉町<br>奈良             | 8          | 21       | 多面的機能支払交付金       |
| 農地保全  | 伊船里井水会     | 伊船町                   | 55.84      | 22       | 多面的機能支払交付金       |
| 農地保全  | 津賀町みどりの会   | 津賀町                   | 35.56      | 23       | 多面的機能支払交付金       |
| 農地保全  | 汲川原町やぶつばき会 | 汲川原町                  | 8.02       | 24       | 多面的機能支払交付金       |
| 農地保全  | 個別協定       | 東庄内町、<br>西庄内町、<br>伊船町 | 17.5       | 25       | 中山間地域等直接支払<br>制度 |
| 農地保全  | 小田町みたから会   | 小田町                   | 24.05      | 26       | 多面的機能支払交付金       |
| 農地保全  | 山花緑会       | 上田町<br>山の花            | 10.97      | 27       | 多面的機能支払交付金       |
| 農地保全  | 上田の里みどり会   | 上田町<br>本里             | 28.98      | 28       | 多面的機能支払交付金       |
| 農地保全  | 石薬師南緑会     | 石薬師町<br>南町            | 7.79       | 29       | 多面的機能支払交付金       |
| 農地保全  | 徳居水土里会     | 徳居町                   | 30.16      | 30       | 多面的機能支払交付金       |
| 農地保全  | さと守やしろ会    | 小社町                   | 15.78      | 31       | 多面的機能支払交付金       |
| 農地保全  | 加佐登小倉みどりの会 | 加佐登町                  | 11.67      | 32       | 多面的機能支払交付金       |

| 事業の種類 | 事業の概要   | 受益の範囲 |            | 対図<br>番号 | 備考         |
|-------|---------|-------|------------|----------|------------|
|       |         | 地区    | 面積<br>(ha) |          |            |
| 農地保全  | 池田町水土里会 | 池田町   | 73.41      | 33       | 多面的機能支払交付金 |

付図 3 号 農用地等保全整備計画図（別添）

### 3 農用地等の保全のための活動

農用地を良好な状態で保全管理するためには、まず、将来にわたって経営を継続する担い手に利用管理されることが基本である。そのため、市、農業協同組合、農業委員会事務局、三重県農業改良普及センターが、鈴鹿市農業再生協議会において相互の連携を密にして、農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業などの普及を行い、集落営農組織、地域の中心となる担い手及び受委託組織への利用集積・集約化を推進し、効率的な農用地の利用と保全を進める。また、農地、農業用水等の資源、営まれる営農活動を一体として、その質を高めながら将来にわたって保全するため、多面的機能支払交付金制度等を活用し、同活動を行う地域において地域資源（農地・水路・農道等）の良好な保全と質的向上を図る。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。



## 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的安定的な農業経営の目標

本市は、水稻をはじめ茶、植木、野菜、畜産等地域の特色を活かした農業経営を行っている。これらの経営の大半は、第1種、第2種兼業農家で、営農意欲の低下傾向がみられる一方、農業を継続し、農業経営規模の拡大をしていこうとする意欲ある地域の中心となる担い手農家も多く存在している。

このため、これら地域の中心となる担い手農家への面的集積・集約化が図られるよう、関係機関や農地利用最適化推進委員及び農業委員、地区農業委員との連携を密にして、農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業や農地利用集積円滑化事業、農作業の受委託等の積極的な活用を図る。また、効率的な営農展開を可能とする環境を整備し、高度な技術と新たな経営感覚を有する地域農業の担い手を育成し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指す。

具体的な経営の指標は、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり400万円～500万円程度、家族経営での所得目標500万円～800万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間～2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

## (農業経営の指標)

| 経営類型            | 延作付面積 (ha) |     |         | 内 容                                                    | 家族・役員 | 雇 用   | 農業所得<br>又は<br>経常利益<br>(千円) |
|-----------------|------------|-----|---------|--------------------------------------------------------|-------|-------|----------------------------|
|                 |            | 露地  | 施設<br>等 |                                                        |       |       |                            |
| 主穀中心<br>(個別)    | 28         | 28  | —       | 水稲 8ha<br>小麦 10ha<br>大豆 10ha<br>(麦・大豆は特定農作<br>業受託含む)   | 2.5 人 | —     | 5,013                      |
| 主穀中心<br>(大規模)   | 130        | 130 | —       | 水稲 30ha<br>小麦 50ha<br>大豆 50ha<br>(麦・大豆は特定農作<br>業受託含む)  | 2.5 人 | 2.5 人 | 17,536                     |
| 主穀中心<br>(集落営農)  | 35         | 35  | —       | 水稲 15ha<br>小麦 10ha<br>大豆 10ha                          | 10 人  | —     | 6,323                      |
| ハウストマト<br>(土耕)  | 1.0        | —   | 1.0     | 促成トマト 0.4ha<br>抑制トマト 0.3ha<br>半促成トマト 0.3ha             | 3 人   | 2 人   | 5,538                      |
| ハウストマト<br>(RW)  | 1.4        | —   | 1.4     | 抑制Ⅰ型 0.4ha<br>抑制Ⅱ型 0.3ha<br>半促成Ⅰ型 0.4ha<br>半促成Ⅱ型 0.3ha | 3 人   | 3 人   | 5,289                      |
| ハウスいちご          | 0.4        | —   | 0.4     | 高設栽培 0.4ha                                             | 3 人   | 1 人   | 5,296                      |
| 露地野菜中心          | 6.0        | 6.0 | —       | キャベツ 3.2ha<br>はくさい 2.0ha<br>ばれいしょ 0.8ha                | 3 人   | 1 人   | 6,517                      |
| 施設鉢物            | 0.9        | —   | 0.9     | シクラメン 0.5ha<br>その他鉢物 0.4ha                             | 2 人   | 3 人   | 7,703                      |
| 花木中心            | 3.2        | 3.2 | —       | さつき 3.0ha<br>タマリュウ 0.2ha                               | 2 人   | 1.5 人 | 8,108                      |
| 茶個別経営           | 8          | 8   | —       | せん茶 2.0ha<br>かぶせ茶 6.0ha                                | 2 人   | 0.5 人 | 14,125                     |
| 茶大規模経営<br>(雇用型) | 30         | 30  | —       | せん茶 26.0ha<br>かぶせ茶 4.0ha                               | 2 人   | 6 人   | 1,264                      |
| 茶栽培専門           | 15         | 15  | —       | かぶせ茶 15.0ha                                            | 2.5 人 | 0.5 人 | 5,476                      |
| 酪農              | 10         | 10  | —       | 経産牛 50 頭<br>育成牛 26 頭<br>飼料作物 10.0ha                    | 2 人   | 0.5 人 | 12,128                     |
| 和牛去勢肥育          | —          | —   | —       | 黒毛和牛去勢 150 頭                                           | 2 人   | 0.5 人 | 6,369                      |
| 養豚一貫            | —          | —   | —       | 繁殖雌豚 100 頭<br>繁殖雄豚 4 頭                                 | 2 人   | —     | 5,087                      |
| 採卵鶏             | —          | —   | —       | 採卵鶏 50,000 羽                                           | 2.5 人 | 3.5 人 | 11,904                     |

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 (R3.3)

## (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地等の効率的かつ総合的な利用を図るため、市、農業協同組合、農業委員会、三重県農業改良普及センターが、鈴鹿市農業再生協議会において相互の連携を密にして、農地利用最適化推進委員及び地区農業委員を中心に農用地等の効率的かつ総合的な利用に係る情報収集・分析を一層推進し、集落営農組織、地域の中心となる担い手農家に農用地が集積・集約されるよう努める。

また、人・農地プランの作成・更新等を通じて、農業者の徹底した話し合いをもとに、農地中間管理事業などの各種事業を活用しながら農地の集積・集約化を推進する。

さらに、経営所得安定対策の導入において、対象となる集落営農組織、担い手農家に各種農地流動化施策を幅広く推進し、農用地が集積・集約されるよう努め、生産調整を含めた農用地の計画的活用について合意形成を図る。

## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

| 推進方策                          | 推進方向                                                                                                                                                                                                    | 推進地域  | 推進体制                                      |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------------------------------------|
| 認定農業者の育成                      | 集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団およびこれら周辺農家に対して鈴鹿市農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。 | 市内各地区 | 鈴鹿市農業再生協議会<br><br>農業委員                    |
| 集落営農組織の育成                     | 特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進し、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。                                                                                                | 市内各地区 | 鈴鹿市農業再生協議会<br><br>農業委員                    |
| 農用地の集団化対策<br><br>農業経営基盤強化促進事業 | 土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している鈴鹿市農業委員会を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化し、農地利用最適化推進委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。                                           | 市内各地区 | 鈴鹿市農業再生協議会<br><br>農業委員<br><br>農地利用最適化推進委員 |

|            |                                                                                                                     |       |                                           |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------------------------------------|
| 農作業受委託促進対策 | 鈴鹿農業協同組合農作業受託部会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。                                            | 市内各地区 | 鈴鹿市農業再生協議会<br><br>農業委員<br><br>農地利用最適化推進委員 |
| 農業生産組織育成対策 | 農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。 | 市内各地区 | 鈴鹿市農業再生協議会<br><br>農業委員                    |

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、水田農業・茶・植木・花き・野菜・果樹・畜産など、多岐にわたっており、特に茶・植木は全国有数の産地を形成している。また、これまで、生産・流通に係る各種施設の近代化を図るとともに、産地パワーアップ事業や経営体育成支援事業等を活用して意欲ある生産者を支援し、産地としての強化を図ってきた。しかし、国内外の産地との競合、少子高齢化や景気低迷による需要の減退などにより農産物価格が低迷し、生産者は厳しい状況に置かれている。

今後は、農地の利用集積・集約化をはじめとする農用地の計画的な利用と農業生産基盤整備の推進とともに、農業生産の拡大、技術の高度化、協業化による近代的な農業生産体系を前提とした高性能な農業機械の導入及び高能率な近代化のための施設整備を推進する。あわせて、直売所や学校給食等を通じた地産地消の拡大や環境保全型農業への対応に向けた環境整備を推進する。さらに、「すずか産」農産物を利活用した6次産業化に向けた施設整備等への支援を推進する。また、近年、山間部を中心に深刻化している鳥獣被害についても、その対策を強化し、被害の軽減を図る。

作物別の方向は、次のとおり。

#### (1) 水田農業

鈴鹿川右岸の東・南部水田地帯は、コシヒカリを中心にした早場米産地で、特に南部は良質米産地として高い評価を得ている。農地の利用集積・集約化が進み大規模農家が育成されつつある一方で、規模の小さい自己完結型農家も多く、より一層、規模拡大や低コスト化を進めていく必要がある。

今後は、効率的な営農を行うため、麦、大豆、飼料用米や加工用米をはじめとした新規需要米等の定着による水田の高度利用を進めるとともに、規模の拡大に対応できる作業期間の確保と作業の効率化を図る。また、農地の利用集積・集約化や土地基盤の整備を推進するとともに、省力化と低コスト化を実現するための技術の導入を図る。

#### (2) 茶

市の特産物である茶は、かぶせ茶を中心とした全国有数の産地であり、折からの健康ブームの追い風がある一方で、生活スタイルの変化や核家族化の進行により全体的に消費は低迷している。また、輸入茶の増加等により、産地間競争が大変激しくなっていることに加えて、製茶工場の多くは経営規模が小さいため再編が必要となっている。

今後は、収益性の高い農業と市場競争に対応できる効率的な農業経営を展開するため、茶園管理の機械化や高性能加工施設の整備、茶園の利用集積等による規模拡

大を促進する。また、専門的知識を持った先進的な経営体の確保を図るため、大規模な企業的農家の育成や協同経営による法人化の推進を支援していく。

### （３）植木

本市の西部丘陵地は、黒ぼく土壌で植木栽培に適しており、気象条件にも恵まれ、日本屈指の植木産地を形成している。特に、さつき、つつじ類は日本一の生産量を誇っている。しかし、景気の低迷による民間投資および公共事業の抑制で需要の減少、価格低迷をもたらし、生産者に大きな打撃を与えている。

今後は、多様な消費者ニーズに対応できる農業法人や認定農業者をはじめとした担い手の育成を推進する。また、省力・低コスト化技術の導入によって、労働条件の改善と生産性の向上を図るとともに、農地の利用集積・集約化と効率的な施設の利用を進める。

### （４）花き

本市では、バラ・洋らん・シクラメン・観葉植物など多様な品目が生産されている。しかし、需要の低迷や輸入の増加、価格低迷、産地間競争の激化など、花き栽培をめぐる状況は非常に厳しくなっている。

今後は、専門知識を持った先進的な農業者の確保を図るとともに、農業法人や認定農業者などを初めとした経営感覚に優れた担い手を育成する。そして、低コストで省力的な生産システムを確立するとともに、優良品種の導入により、高品質の花きを生産し、商品化率の向上を図る。

### （５）野菜・果樹

本市では、野菜栽培が盛んで、秋冬はくさい・秋冬だいこん・春ばれいしょ・ひのな・秋冬ブロッコリー・かぼちゃなどが栽培され、施設野菜では周年ほうれんそう・いちご・トマト・なす・白ネギなどが栽培されている。

また、茶・植木の経営を支える複合品目の一つとして、安定的な需要が見込まれる白ネギに着目し、作付を推進している。近年、従事者の高齢化や後継者不足、輸入野菜との競合等によって野菜や果樹の作付面積は横ばいとなっているが、新鮮な地場野菜の安定的な供給に対する消費者の期待は非常に大きなものがある。

今後は、露地野菜については、規模拡大に応じた省力化・低コスト化を図るため、移植・収穫機などの高能率作業機械の導入を図る。施設野菜については、省エネ化をはじめ、資材費の低減、ICT（情報通信技術）を活用した栽培管理のシステム化・装置化、雇用労働力の導入を進める。果樹については、優良品種の導入や更新による高品質果実生産を推進するとともに、低樹高化技術の導入等による省力化を進める。

また、直売施設の拡充や量販店における地元産野菜コーナーの拡充、学校給食や飲食店における「すずか産」の活用など、地産地消の拡大に向けた取り組みを支援

する。

## (6) 畜産

畜産は、県下一の生産量を誇る採卵鶏を中心に、酪農・肉牛・養豚の経営が行われている。しかし、高齢化や後継者不足、輸入品との競合や需要の減退による価格低迷などで経営は苦しく、畜産農家は年々減少している。また、家畜の排せつ物処理については、その対策が農家の負担となっているが、河川や地下水の水質管理や臭気対策など環境保全に対する市民の関心にこたえるべく、糞尿処理対策のより一層の徹底を図るとともに、その有効利用が求められている。

今後は、意欲にあふれ、経営感覚に優れた先進的な担い手を確保・育成し、産地としての地位の確保を図る。また、家畜排せつ物の適正管理及び有効利用のための施設整備を促進するとともに、飼養管理技術や衛生管理技術の向上などにより消費者ニーズにあった低コストで安全・安心な畜産物の生産および消費者への安定供給を推進する。

## 2 農業近代化施設整備計画

| 施設の種類 | 位置及び規模 | 受益の範囲 |          |         | 利用組織 | 対図番号 | 備考 |
|-------|--------|-------|----------|---------|------|------|----|
|       |        | 受益地区  | 受益面積(ha) | 受益戸数(戸) |      |      |    |
| 該当なし  |        |       |          |         |      |      |    |

付図4号 農業近代化施設整備計画図（別添）

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

国際化の進展、産地間競争の激化、担い手の減少や高齢化など、農業を取り巻く環境は厳しくなっている。本市では近年、年間10名ほどの新規就農者がおり、安定した独立自営就農および農業法人への雇用就農が見られるが、今後も鈴鹿農業の維持、発展を図るためには、新規就農者の確保、定着が重要な課題である。

また、本市農業生産を維持・発展させていくためには、これからの農業の主役となる新たな経営感覚を身につけた担い手の確保・育成とともに、営農を担う生産組織や女性、高齢者も含めた多様な担い手の育成・確保を図ることが必要である。

そのため、関係機関と一体となって先進的な担い手の確保・育成と農業経営の共同化・組織化を重点的に支援するとともに、家族経営協定の締結や女性起業支援、高齢農業者の農作業安全対策の強化等を進め、女性や高齢農業者の支援を行う。さらに、既存の農家だけでなく、市内外から意欲ある新たな担い手（企業・個人・団体）の参入を促進するため、情報提供や研修機会の充実、定着できる環境づくりを進めていく。

一方、定住環境の充実や空家など既存施設の有効活用等により、U I J ターン就農者の受入環境を整備するとともに、移住・定住促進による地域コミュニティの維持・形成を図っていく。

これらの取組により、「多彩な鈴鹿農業の人づくり・組織づくり」を目指していく。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

| 施設の種類 | 施設の内容 | 位置及び規模 | 施設の<br>対象者 | 対図<br>番号 | 備考 |
|-------|-------|--------|------------|----------|----|
| 該当なし  |       |        |            |          |    |

付図5号 農業就業者育成・確保施設整備計画図（別添）

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

新規就農者の経営が円滑にスタートし、その後も継続されるよう、農業次世代人材投資資金等による経済的支援や農地の確保などの支援・指導を、市、農業協同組合、農業委員会事務局、三重県農業改良普及センターが鈴鹿市農業再生協議会において相互の連携を密にして一体となって行う。

また、新規参入の促進とともに、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む必要がある。そのため、関係機関と一体となって、情報提供・就農相談機能の一層の充実、新規就農希望者・農業者等のニーズに



沿った実践的研修を促進する。あわせて、農業者等が開設する貸農園、市民農園等を活用して、非農家の農業への理解増進や小・中学校における農業体験学習への取組を促進する。

さらに、農業従事の態様の改善として、給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者・非農家等の労働力の活用を検討していく。

#### **4 森林の整備その他林業の振興との関連**

特用林産物の生産等、林業との兼業を希望する就農者については、林業部門との連携を行いながら支援を図るものとする。

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は、戦後、企業誘致に努め、自動車関連の製造業を中心に幅広い産業業種の企業が多数立地し、第2次産業を中心に発展してきた背景がある。

そのため、農家の若年層は比較的安定した就業先がある中で、本市の農家のうち専業農家は少なく、多くが兼業農家、自給的農家となっている。

農業の継続的な発展と農業の多面的な機能の発揮などを図るため、今後も農業が維持できるよう、他の産業への就業機会の創出や他の産業への取組に努める。特に、職住近接型の都市である本市においては、市内企業への就職を希望する割合が高いことから、新名神高速道路などの交通インフラを最大限活用し、市内における競争力のある産業の創造と雇用の創出を図っていく。

(将来における農業従事者の就業目標)

(戸)

| 区 分         | 計     | 第一種<br>兼業農家 | 第二種<br>兼業農家 |
|-------------|-------|-------------|-------------|
| 恒 常 的 勤 務   | 1,250 | —           | —           |
| 自 営 兼 業     | 170   | —           | —           |
| 出 稼 ぎ       | —     | —           | —           |
| 日 雇 ・ 臨 時 雇 | 80    | —           | —           |
| 合 計         | 1,500 | 100         | 1,400       |

※1 2015年農林業センサス（販売農家）

2 農家人口の見通しを参考に勘案した推計値

### 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

新名神高速道路三重県区間の開通及び（仮称）鈴鹿PAスマートICの設置による交通利便性の向上を契機として、農業従事者の安定的な就業の確保のため、農業上の土地利用を阻害しない企業誘致を積極的に推進するとともに、地域の特色を活かした農産物加工・販売などの六次産業化や地場産業の振興を図る。

また、多様な担い手グループと商工業者や消費者グループなどの交流促進等を通じて、地域資源を活かした就業の促進を図る。

あわせて、鈴鹿市雇用促進連携協議会を中心として、官民連携による相互の連絡調整のもと、雇用に関する情報を共有し、雇用状況の改善や雇用施策の一層の推進を図る。



3 農業従事者就業促進施設

特になし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

農村は、単に生産を支える生活の場としてとらえられるだけでなく、農村の持つ多面的な機能を再評価し、豊かな自然と伝統文化などの地域の特色や都市住民の憩いの場にも配慮した地域づくりが求められている。また、担い手の高齢化や後継者不足が進行する中、農業・農村の衰退を防ぐため、生活環境施設の整備、充実により、意欲ある若者の移住・定住を促進することが重要な課題となっている。

そのため今後、自然環境や美しい農村景観を保全しつつ、生活環境の整備や文化の継承等を通して、快適な農村生活環境づくりを目指していく。

#### (1) 安全性

都市化が進む中で、防災対策については、様々な災害に備えて、地域防災計画・水防計画などが策定されているが、今後更に、自助・共助の意識向上のもと、災害に強いまちづくりを進めることが望まれている。また、先の東日本大震災の発生を踏まえ、大規模地震発生に対する懸念がますます高まりを見せている現在、国、県とより一層連携し、耐震化促進などの方策を忠実に実行していくのはもちろんのこと、津波や台風、大雨による浸水・治水対策などを推進し、災害の未然防止と減災に努める。

排水については、排水能力が充分でない河川があり、過去幾度かの浸水災害を経験している。また、これまでの都市化の進展によって、調整池としての役割も果たしてきた農業用ため池や水田が減少し、自然が有している保水・遊水能力も含めて、流出抑制機能が低下している。そのため、農業用ため池や水田等の適切な維持管理、保全を図るとともに、現在進められている河川改修や公共下水道（雨水）等の事業のさらなる推進と必要に応じた河川改修計画の見直しを検討する。

#### (2) 保健性

汚水については、地域事情に合わせた適正な生活排水処理により、快適な生活環境の形成と公共水域の衛生の確保が必要となっている。今後さらに、市街地での公共下水道（汚水）の整備、農業振興地域の集落での農業集落排水事業を推進する。それ以外の地域では合併浄化槽など地域の実情にあった下水処理方法を選択していく。

廃棄物については、一般廃棄物処理基本計画・実施計画に基づき、老朽化した清掃センターの改修など必要な施設整備等を進め、廃棄物の適正処理を推進するとともに、排出抑制とリサイクルを推進し、資源循環型社会の構築を図る。また、耕畜連携により、家畜糞尿の適正処理と土づくりを進めるとともに、剪定枝、収穫残渣、食品残渣など、市内にある未利用バイオマスの有効利用に向けた検討を進めていく。

### （３）利便性

新名神高速道路三重県区間の開通及び（仮称）鈴鹿PAスマートICの設置を契機として、周辺アクセス道路の整備のほか、幹線道路、生活道路の整備等を推進し、移動しやすい円滑な交通体系の確立を図る。特に農村において農道は、通勤・通学・買い物など生活道路としての役割も担っていることから、地域住民の利便性にも配慮しながら整備を進める。

また、本市農業は大きな産地であることから、イベントの開催や産直マップの機能拡充、インターネットによる情報化やネットワークづくり等のさらなるPRを推進し「発信する鈴鹿農業」を目指していく。

### （４）快適性

公園や緑地は、住民のふれあいの場として、またレクリエーションの場としての利用ばかりでなく、災害時の緊急避難場所としても重要なオープンスペースである。

そのため今後、各地域の生活に密着した公園整備を推進するとともに、公園施設の長寿命化を計画的に進める。あわせて、市街地間に存在する一団農地については緑地と機能に留意し計画的に保全する。

また、農地・水が育む美しい景観や豊かな地域環境・地域資源の保全・向上を図るため、地域共同による集落活動を支援する。さらに、花き・植木の需要拡大と、花と緑を取り入れたまちづくりを推進するため、市民ぐるみでの花いっぱい運動を支援していく。

一方、農福連携を推進する取組として、農福連携事業所に対して農業技術の指導や、業務管理を助言するジョブトレーナーの養成と派遣に係る支援を行うとともに、障がい者の就労マッチング、農福連携事業所間のネットワーク形成、経営安定化のための仕組み構築等を推進する。

### （５）文化性

近年、生活水準の向上や都市化に伴う交通・情報の発達により、住民の生活意識はさらに多様化、広域化している。一方、定住化指向が強まる中でよりよい地域社会の実現を目指すため、コミュニティ活動に対する期待が高まっている。そのため今後、コミュニティ活動を支援するため、話し合い、文化活動の場としての各種施設の充実を図る。

本市では、F1日本GPが開催されるなど、国内はもとより広く世界にモータースポーツのまちとして知られている。さらに、2021年の国民体育大会など、大規模なスポーツイベントの開催が予定されている。今後、体育館の改修などスポーツ施設の整備、充実を進めながら、スポーツツーリズムによる集客、交流人口の拡大を推進していく。

また、本市には、貴重な祭りが数多く残されており、その背景は本市が豊かな農業地域であったことや、農業生産を支えるための地域組織が充実したものであった

ことによると考えられるが、こうした地域社会の共同的な取組を継続していくためにも、祭りや伝統行事など農村に伝わる伝統文化の発掘・継承に努める。

## 2 生活環境施設整備計画

| 施設の種類   | 位置及び規模 | 利用の範囲 | 対図<br>番号 | 備 考 |
|---------|--------|-------|----------|-----|
| 該 当 な し |        |       |          |     |

付図 6 号 生活環境施設整備計画図（別添）

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、近年多発する自然災害の増加も考慮しつつ、市町交付金を活用した森林環境教育・木材利用の推進や、災害に強い森林づくりを進めていく。

また、森林所有者が管理できない森林については、森林経営管理制度によって、市が委託を受ける形で適切な管理を行う。

## 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし。

## 第9 付図

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）該当なし
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）該当なし
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号）該当なし
- 7 土地利用計画詳細図（付図7号）



## 別記 農用地利用計画

### (1) 農用地区域

#### ア 現況農用地等に係る農用地区域

別添付図 1 号、7 号農用地利用計画図に示す区域のうち、水色、黄色、茶色、及び橙色で着色した区域を農用地区域とする。

ただし、農業振興地域の整備に関する法律第 10 条第 4 項に規定する農用地区域に含まれない土地を除く。

#### イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

別添付図 1 号、7 号農用地利用計画図に示す区域のうち、水色、黄色、茶色、及び橙色で着色した区域を農用地区域とする。

ただし、農業振興地域の整備に関する法律第 10 条第 4 項に規定する農用地区域に  
含まれない土地を除く。

### (2) 用途区分

下表の地区名に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

| 地区名            | 用途区分    |                                          |
|----------------|---------|------------------------------------------|
| 南部地区<br>(A地区)  | 農地      | : 付図 1 号、7 号に示す区域のうち、水色、黄色及び茶色で着色した区域の土地 |
|                | 農業用施設用地 | : 付図 1 号、7 号に示す区域のうち、橙色で着色した区域の土地        |
| 中東部地区<br>(B地区) | 農地      | : 付図 1 号、7 号に示す区域のうち、水色、黄色及び茶色で着色した区域の土地 |
|                | 農業用施設用地 | : 付図 1 号、7 号に示す区域のうち、橙色で着色した区域の土地        |
| 西南部地区<br>(C地区) | 農地      | : 付図 1 号、7 号に示す区域のうち、水色、黄色及び茶色で着色した区域の土地 |
|                | 農業用施設用地 | : 付図 1 号、7 号に示す区域のうち、橙色で着色した区域の土地        |
| 西北部地区<br>(D地区) | 農地      | : 付図 1 号、7 号に示す区域のうち、水色、黄色及び茶色で着色した区域の土地 |
|                | 農業用施設用地 | : 付図 1 号、7 号に示す区域のうち、橙色で着色した区域の土地        |